



金 沢 市 公 報

第 2 8 0 7 号 の 3

平成26年(2014年)9月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
●公営企業訓令甲	
○金沢市企業局自家用電気工作物保安規程の一部改正について	(企業総務課) 1

公 営 企 業 訓 令 甲

●金沢市公営企業訓令甲第1号

企 業 局

金沢市企業局自家用電気工作物保安規程（平成13年公営企業訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成26年9月1日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

第4条第7号を次のように改める。

(7) 自らが常駐しない事業場においては、次に掲げる職務を行うこと。

ア 第8条に規定する保安職員に、自らの監督の下に当該事業場の定期的な巡視及び点検を実施させ、必要な場合には、自らその実施に当たること。

イ 毎月1回以上（電気工作物の設置、改造等の工事期間中にあつては、毎週1回以上）、当該事業場で職務を行うこと。

平成26年(2014年)9月1日 印刷
平成26年(2014年)9月1日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄